

概要版

小松島市地域福祉活動計画

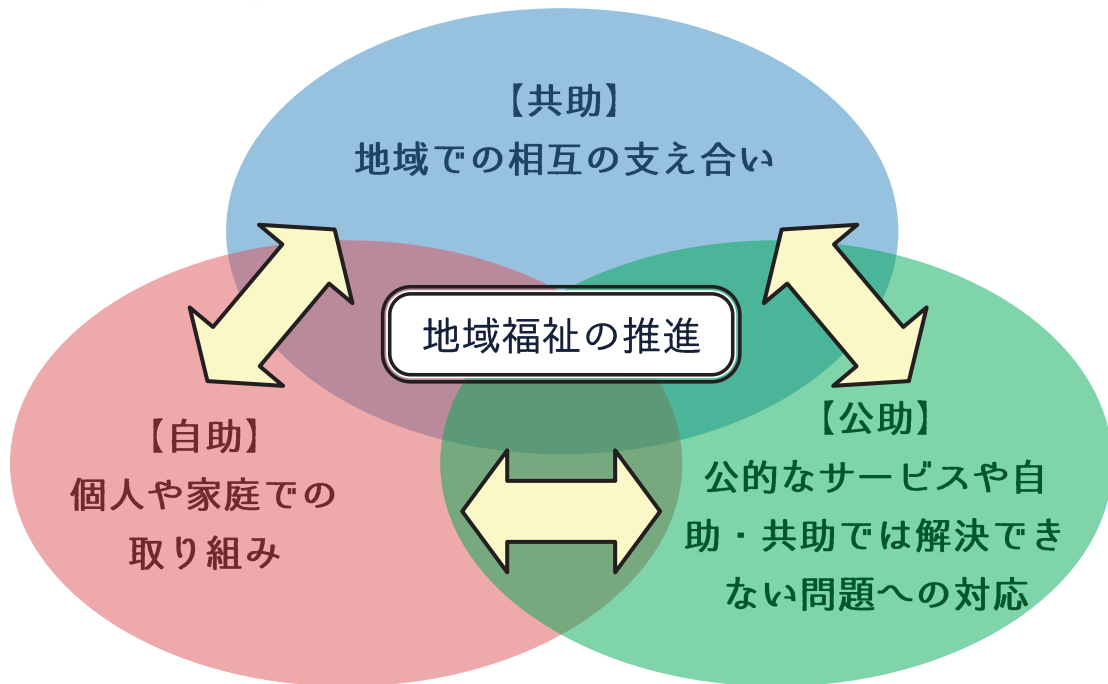
～互いの顔が見える ぬくもりのある地域社会～

平成 29 年度

5 年間

平成 33 年度

「地域福祉」とは？



「地域福祉」とは、特定の人に限定せず、“地域に住む誰もが”、“地域で”、その人らしい生活を送れるよう、市民、ボランティア、NPO、事業者、市、社会福祉協議会などが協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。「暮らしやすい地域づくり」を進めるためには、日頃、日常生活の身の回りで発生する問題を解決していかなければなりません。

このとき、まずは個人や家族が解決し（自助）、個人や家族で解決できない問題は市民同士で解決し（共助）、市民同士で解決できない問題は行政が解決する（公助）という、「自助」「共助」「公助」という考え方が重要となってきます。

地域で生活するすべての人の安心と幸せを実現するために、地域で暮らすみんなで“助け合い”“協力する”この「自助」「共助」「公助」を踏まえた“地域の助け合いによる福祉”が「地域福祉」の趣旨です。

平成 29 年 3 月 小松島市社会福祉協議会

「地域福祉活動計画」とは？

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉協議会の呼びかけのもと地区社会福祉協議会や町内会、民生委員児童委員協議会など地域の福祉関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、福祉サービス業者等が協力し、地域福祉の課題解決を目指して策定する**民間の営利を目的としない活動・行動計画**の性格を持っています。

計画策定の背景

平成 27 年度に小松島市は「人材づくり」「つながりづくり」「市民の生活を支える体制づくり」を基本目標とした「小松島市地域福祉計画」（以下「市計画」という。）を策定し、【自助】（市民）・【共助】（地域）・【公助】（行政）が互いに補い合い、連携し合って、地域福祉の課題を解決する仕組みづくりの方向性を決めました。

小松島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、市計画の方向性を踏まえ、時代の要請に応じた地域福祉の取り組み、及び市社協の体制づくりを進めるため、「小松島市地域福祉活動計画」を策定するものです。

計画の位置付け

市計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として位置づけられます。

一方、市社協の策定する「小松島市地域福祉活動計画」は、市計画を踏まえつつ、社協の強みである地域とのつながりを重視し、地域での実践につながる計画という位置づけとなります。

【市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」の関係】

「地域福祉計画」（小松島市）

- 社会福祉法に基づき策定する行政計画
- 地域福祉を推進するための方向性を明確にする計画
- 個別の福祉計画では対応できない横断的な取り組みを明確にする計画



「地域福祉活動計画」（小松島市社協）

- 市の地域福祉計画を踏まえながら、社協や住民が主体的に取り組むべき地域福祉事業を具体化した計画
- 地域福祉を推進する上で、社協や住民組織、住民の基本的な指針となる計画



地域の現状と課題～地域懇談会から出た意見～

移動手段の問題

移動手段については、車を運転することができれば大きな問題はありませんが、高齢者になるとだんだん運転することが難しくなります。

そこで期待されるのは地域住民の助け合い、ボランティア活動ですが、プライバシー保護や事故補償等の課題も残されています。

緊急時の不安

自主防災組織や避難訓練、避難行動要支援者名簿の作成など、地域ぐるみの防災体制づくりが進められていますが、南海トラフ地震に不安を感じている住民も多く、平常時から要配慮者に関する情報の把握や防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導などの避難支援体制の確立が必要となっています。

空き家の増加による不安

市街地、山間地域を問わず、全市的に空き家が増加しているのが現状です。建物は取り壊されず、雑草が伸び放題のまま放置されている空き家が点在するようになっており、火災の発生や防犯上の不安を抱えています。

子どもの安全の確保や居場所づくり

子どもの安全の確保について、登下校時の交通事故、防犯、防災に対する安全の確保といった通学路の交通の安全確保や、子どもが安全に遊べる場所が少ないという声が多く聞かれています。

活発な地域活動

多くの地区で近所づきあいの良好さや助け合い、住民同士の交流がまだ残されている点が良いところとしてあげられています。

しかし一方で、高齢化が急速に進み、若い人が少なくなって、さらに地域コミュニティが希薄化し、住民同士の交流が少なくなることが懸念されています。

地域活動をリードする団体活動

町内会による自治活動のほかに、地域活動をリードする老人クラブ、婦人会、地区社協等の団体が様々な活動を通じて、地域住民の交流に大きく貢献しています。

しかし、老人クラブや婦人会においては、会員数の減少、活動の低迷が危惧されています。

地域活動の中心は高齢者、女性

核家族化が進み、共働き世帯が多く、若い世代では子育ても忙しいということで、地域活動に参加する余裕がない場合が多く、勤めを退職された高齢者や子育ての手が離れた女性が地域活動の中心を担っています。

ひとり暮らし高齢者等の見守り活動

小松島市では近所づきあいが維持されている地区が多いものの、地域コミュニティは以前より希薄化しており、ひとり暮らし高齢者等に対する声かけは少なくなっています。こうした中、民生委員児童委員、老人クラブ、地区社協等が連携し、ひとり暮らし高齢者等への見守り活動を行っています。

施策の体系

基本理念

互いの顔が見えるぬくもりのある地域社会へ

基本目標

基本目標 1 人材づくり

～地域福祉の意識づくりと担い手づくり～

助け合い、支え合いの福祉のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりの福祉の心を育むことが大切です。福祉教育の充実、地域福祉に関する講演会・研修会の開催などの活動を通じて、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

また、ボランティア活動の輪が市民に広がり、誰もが気軽に参加できるように活動をリードする人材を育成するとともに、ボランティア活動を市民に広く周知し、活動への参加を促進します。さらに、活動する団体を支援し、活動の活性化を図ります。

基本目標 2 つながりづくり

～地域を支える安心のまちづくり～

身近な地域での福祉活動が組織的に展開されるよう、地区社協を拠点に地域の組織、団体の連携強化、活動強化を推進します。また、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動など、地区社協活動の充実を図るとともに、地域の福祉ニーズ、社会資源の把握に努めます。



基本目標 3 市民の生活を支える体制づくり

～福祉サービスや支援体制の充実～

広く市民が参加できるように、地域の福祉活動やボランティア活動の情報提供、相談体制の充実を図ります。また、介護保険事業や障がい者福祉サービスなど、市社協が実施する各種サービスの周知を図るとともに、各サービスの充実を図ります。





基本施策



主な事業



1 地域福祉の意識醸成

共同募金への協力、福祉教育の推進

2 地域福祉の担い手づくり

民生委員児童委員連絡協議会事務局業務、中高生夏休みボランティア講座の開催、夏休み手話教室の開催、傾聴ボランティア養成講習会の開催、シルバー大学校小松島校の開設事業、小松島市社会福祉大会の開催、ボランティアセンター運営事業

3 見守り・支え合いの仕組みづくり

敬老の日の在宅寝たきり高齢者への訪問活動、会食サービス、配食サービス、地域の子どものを守る活動、地域包括支援センターの運営（介護予防事業・日常生活支援総合事業、包括的支援事業）

4 交流の場づくり

総合福祉センター管理運営事業、高齢者との交流事業「敬老の集い」の開催、小松島福祉まつりの開催、高齢者サロン開催支援

5 相談支援及び情報提供体制の充実

心配ごと相談事業、総合相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護事業、日常生活自立支援事業、市社協広報紙「ふくしの風」の発行、ボランティア情報紙「ふ・わ・り」の発行

6 福祉サービスの充実

生活福祉資金貸付及び償還業務、重度身体障がい者移動支援事業、福祉機器リサイクル事業、入浴サービス事業

7 防災・防犯対策の充実

災害に強い福祉のまちづくり事業

主な事業の今後の取り組み

基本施策 1 地域福祉の意識醸成

共同募金への協力	<ul style="list-style-type: none">◎共同募金や歳末たすけあい募金への市民の理解を深め、今まで協力したことがない人でも協力しやすい募金運動を展開する。◎共同募金や歳末たすけあい募金の配分事業の内容について、適宜見直しを図り、より地域のニーズに合った効果的な配分事業を実施する。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none">◎学年に応じた福祉教育プログラムを提供する。◎福祉教育への理解者や協力者を増やす。◎福祉教育の中で地域や団体、企業などに関わっていく仕組みをつくる。

基本施策 2 地域福祉の担い手づくり

地域福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none">◎地域福祉活動で中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図る。◎地域のボランティアの人材発掘や団塊世代への呼びかけ、学習機会の提供を積極的に行う。◎講座開催後の到達点をイメージし、講座が点で終わるのではなく、線や面になるよう、継続した活動展開ができるようにする。
ボランティアセンター（善意銀行）の運営	<ul style="list-style-type: none">◎ボランティアの情報提供の充実を図る。◎スタッフの専門的なスキルを向上し、コーディネート機能の充実を図る。◎福祉の分野を中心とした、地域に密着したボランティアセンターにする。◎市民や団体がより相談しやすいボランティアセンターにする。

基本施策 3 見守り・支え合いの仕組みづくり

見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none">◎地域の状況を把握し、見守り活動をする方とされる方の双方の意見を聞きながら事業全体の統一性を持たせつつ、地域性を活かした事業として、必要な方に必要な見守り活動ができるようにする。
----------	---

<p>地域包括支援センターの運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎「わかりやすく、利用しやすい相談窓口」にする。 ◎地域の保健・医療・福祉等関係機関との連携を強化する。 ◎常に高齢者の実態（一人暮らし・閉じこもり・虐待等）を把握する。 ◎地域包括支援センターのさらなるPRと市民の理解を高める。
----------------------	--

基本施策 4 交流の場づくり

<p>身近な交流の場の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域の行事づくりを支援し、年代の輪を広げる取り組みを進める。 ◎誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努める。 ◎サロンで活用できるメニューを研究し、より高齢者が楽しめるよう内容を充実する。
-------------------	---

基本施策 5 相談支援及び情報提供体制の充実

<p>相談窓口の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎困っていることや心配ごとのある方が気軽に相談できる環境づくりをさらに整備して相談者の心の支援をしていく。 ◎複雑化する相談に備え、相談員の資質の向上を図る。
<p>情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民の福祉に関する関心を高め、新たに福祉に関わる人材を発掘する。 ◎特集記事や連載コーナーなど、限りある紙面を生かし、魅力ある、わかりやすい広報紙づくりを目指す。 ◎市民への周知方法や媒体を検討し、よりよい福祉情報を発信できるようにする。

基本施策 6 福祉サービスの充実

<p>福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎関係機関との連携や協力体制を強化し、一人でも多くの高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できることを目指す。 ◎福祉サービスを必要としている方がサービスを利用できるよう、わかりやすい周知を図る。 ◎福祉サービスメニューの充実と質の向上を図る。 ◎市の施策と連携し、公共交通空白地域を含めた市内全域において、地域住民の助け合いによりきめ細かな交通手段となることが期待できる「共助による交通手段」の検討をする。
------------------	---

基本施策 7 防災・防犯対策の充実

災害に強い福祉の
まちづくり事業

◎全地区において、地区社協を中心とする見守りネットワークを展開する。

若い世代の参加を促進するために…

市内の多くの地区では、地域福祉に関わる人の高齢化が進むとともに、若い人材が不足しており、世代交代がスムーズに進んでいません。各種の事業を行っていますが、若い世代の参加が少なく、地域福祉に対する関心の低さも否めません。若い世代の参加を促進するために、新しいつながりを作る取り組みが必要となっています。

地区社協等の組織の活性化を図るとともに、福祉にかかわる人材の裾野を広げていくため、次の施策の実施を検討していきます。

◆地区社協における世代別役員構成の見直し

地区社協組織の役員構成を見直し、若い世代を役員として取り込む工夫をする。地区内の若い世代と接点をつくることによって、若い世代の意見を取り入れながら、参加を増やしていく取り組みを行う。

◆地区のニーズに応じたボランティア講座の開催

それぞれの地区が求める人材発掘をするために、地区のニーズに応じたボランティア講座を地区単位で開催する。

◆当事者団体の交流会の開催

民生委員児童委員、婦人会、ボランティア団体、障がい者団体、子育てサークル等の当事者団体同士の交流会を開催する。お互いの団体の存在や活動内容を知り、つながることで、それぞれの活動を発展させていくように支援する。



小松島市地域福祉活動計画

発行年月：平成 29 年 3 月

発行：社会福祉法人 小松島市社会福祉協議会

〒773-0006 小松島市横須町 1 1 番 7 号 総合福祉センター内

TEL 0885-33-2255 FAX 0885-33-2391